

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

平成19年3月より新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が適用になりました。当行は、信用リスク・アセットの算出においては「標準的手法」、オペレーショナル・リスクの算出にあたっては「基礎的手法」を適用しております。また、自己資本比率告示第25条または第37条の算式に準補完的項目及びマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないことから、該当しない手法等に係る部分の記載は省略しております。

同規制の開示項目に関し、金融庁告示第15号に定める自己資本の充実の状況等について、以下のとおり開示致します。

<定性的な開示事項>

○第4条第2項第1号(連結グループの概要)

イ. 自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は20社(匿名組合13社を含む)です。

名称	主要な業務の内容
おきぎんビジネスサービス株式会社	銀行事務代行業務、現金精査整理業務、現金自動支払機等管理業務
おきぎん総合管理株式会社(匿名組合13社を含む)	競売不動産の取得・管理・賃貸・売却業務
株式会社おきぎん経済研究所	金融・経済の調査・研究業務、経営相談業務
株式会社おきぎんエス・ピー・オー	コンピューター関連業務
おきぎん保証株式会社	信用保証業務
株式会社おきぎんジェーシービー	クレジットカード業務、信用保証業務
株式会社おきぎんリース	リース業務、割賦販売業務

ハ. 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

ニ. 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

ホ. 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第十六号の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

上記の銀行法に該当する会社であって、連結グループに属していない会社はありません。

ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社20社(匿名組合13社を含む)全てにおいて債務超過の会社はなく、自己資本は充実しております。

○第4条第2項第2号(自己資本調達手段の概要)

当連結グループは、自己資本調達手段としては、単体同様、普通株式により資本調達を行っております。

[単位: 百万円]

	平成22年3月期		平成23年3月期	
自己資本調達手段	金額	概要	金額	概要
資本金	22,725	—	22,725	—
普通株式	22,725	完全議決権株式	22,725	完全議決権株式
負債性資本調達手段等	—	—	—	—
期限付劣後債務	—	—	—	—

○第4条第2項第3号(連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要)

連結子会社20社(匿名組合13社を含む)全てにおいて債務超過の会社はなく、また、連結自己資本比率が単体自己資本比率を上回っている状況からも現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

○第4条第2項第4号(信用リスクに関する事項)

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針)

信用リスクは当連結グループにおいて最も影響が大きく、その管理が連結グループ経営の最重要課題の一つであることを認識し、各連結子会社における信用リスクの特性を理解した上で、連結グループ全体として適切な信用リスク管理を行うこととしております。

(手続の概要)

「グループ会社リスク管理規則」において、連結子会社が有する信用リスクについて、当行の審査部を「主たる管理部署」と定めております。また、連結子会社のリスクの「取り纏め部署」を総合企画本部と位置付けており、「主たる管理部署」および「取り纏め部署」は所定の方法で信用リスクを把握・管理し、定期的、又は必要に応じて当行の取締役会へその内容を報告する体制となっております。

また、連結子会社における信用リスク管理の状況や自己査定結果の妥当性等について、当行の経営監査部による監査実施により、確認・検証を行っております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

連結子会社では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関については母体行に準ずることとしております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

連結子会社では、リスク・ウェイトの判定にあたって、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けを行っております。

○第4条第2項第5号(信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要)

連結子会社では、信用リスク削減手法については、母体行に準じて各連結子会社が定めた規則に則って行うこととしております。なお、各連結子会社においては、新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)上の信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺等の適用を行っておりません。

○第4条第2項第6号(派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要)

連結子会社では、派生商品取引を行わないこととしております。

○第4条第2項第7号(証券化エクスポージャーに関する事項)

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ. 証券化取引に関する会計方針

ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

連結子会社では、証券化エクスポージャーの取扱いを行わないこととしており、上記イ～ニについては該当ございません。

○第4条第2項第9号(オペレーショナル・リスクに関する事項)

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針)

各連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、各連結子会社の自己責任に基づく管理を第一とし、当行は、各連結子会社におけるリスクの特性を理解した上で、当行グループ全体として適切なリスク管理を行うことを基本方針としております。

(手続の概要)

各連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、総合企画本部を取り纏め部署、リスク管理部を統括管理部署と位置付けており、オペレーショナル・リスクに関する事項について必要に応じて当行のリスク管理委員会へ報告・付議しています。

また、各連結子会社は、各社とも「事務リスク管理規則」「システム・リスク管理規則」等を定め、リスクを適切に管理することとしているほか、「自店検査実施要領」に基づく自主点検、当行の経営監査部による監査実施により、定期的に管理状況の点検を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

連結自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しています。

○第4条第2項第10号(出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要)

(リスク管理の方針)

各連結子会社の保有する株式等については、各連結子会社の自己責任に基づく管理を第一とし、当行は俯瞰的な立場から当行グループ全体の株式等エクスポージャーに関するリスクを統一的に管理することに務めております。

(手続の概要)

株式等の評価については、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により、行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

○第4条第2項第11号(銀行勘定における金利リスクに関する事項)

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針)

各連結子会社の金利リスクについては、各連結子会社の自己責任に基づく管理を第一とし、当行は俯瞰的な立場から当行グループ全体の金利リスクを統一的に管理することに務めております。

(手続の概要)

総合企画本部を取り纏め部署、リスク管理部を統括管理部署と位置付けており、金利リスクに係る事項について、必要に応じて随時、当行のリスク管理委員会へ報告・付議することとなっております。

ロ. 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

連結子会社を対象とした銀行勘定における金利リスクについては、連結子会社の総資産の総合計を親銀行の金利感応性のあるバンキング勘定の資産、負債、オフ・バランスと比較した場合、残高が5%未満であることから重要性に乏しいため、計測しておりません。

なお、今後の各連結子会社の金利リスクの算定については、重要性に応じ、当行に準じて高度化・精緻化に取り組んでいくこととしております。

<定量的な開示事項>

○第4条第3項第1号(自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額)

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社については該当ございません。

○第4条第3項第2号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
- (4) 自己資本比率告示第五条第二項又は第二十八条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの
- (6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号まで又は第二十八条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号又は第二十八条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- (8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第六項の規定により基本的項目から控除した額

ロ. 自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第七条又は第三十条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ. 自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額

二. 自己資本の額

連結自己資本の構成

[単位：百万円]

項目	平成22年3月期	平成23年3月期
資本金	22,725	22,725
資本剰余金	17,630	17,629
利益剰余金	65,704	68,719
自己株式	△3,177	△2,196
社外流出予定額	△688	△680
新株予約権	—	43
連結子法人等の少数株主持分	2,646	3,151
基本的項目 (A)	104,840	109,392
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,179	1,179
一般貸倒引当金	5,376	5,400
負債性資本調達手段等	—	—
補完的項目 (B)	6,556	6,580
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	111,396	115,972
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,542	1,542
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	—
控除項目計 (D)	1,542	1,542
自己資本額 (E) = (C) - (D)	109,853	114,429
資産(オン・バランス)項目	787,848	793,123
オフ・バランス取引等項目	10,326	9,618
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	62,127	61,386
リスク・アセット額 (F)	860,301	864,128
自己資本比率(国内基準) (E)/(F)	12.76%	13.24%
参考：Tier 1比率(国内基準) (A)/(F)	12.18%	12.65%

○第4条第3項第3号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳(Ⅴ)及び(Ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)(Ⅰ)事業法人向けエクスポージャー (Ⅱ)ソブリン向けエクスポージャー (Ⅲ)金融機関等向けエクスポージャー (Ⅳ)居住用不動産向けエクスポージャー(Ⅴ)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(Ⅵ)その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

資産(オン・バランス)項目

[単位: 百万円]

	平成22年3月期	平成23年3月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	93	39
10. 地方三公社向け	57	17
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	140	300
12. 法人等向け	12,627	12,348
13. 中小企業等向け及び個人向け	8,012	8,557
14. 抵当権付住宅ローン	2,173	2,262
15. 不動産取得等事業向け	4,837	5,009
16. 三月以上延滞等	289	183
17. 取立未済手形	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	127	121
19. 株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—
20. 出資等	979	798
21. 上記以外	2,163	2,074
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	12	12
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	31,513	31,724

オフ・バランス取引等項目

[単位: 百万円]

	平成22年3月期	平成23年3月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	3	2
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	66	71
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	342	308
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	0	1
カレント・エクスポージャー方式	0	1
派生商品取引	0	1
外為関連取引	0	1
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	413	384

当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、前記(2)は該当ございません。

- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
 (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(Ⅰ)簡易手法が適用される株式等エクスポージャー(Ⅱ)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 (2)PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- 二. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。)
 (2)内部モデル方式
 当行連結グループは、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 [単位：百万円]

	平成22年3月期 所要自己資本の額	平成23年3月期 所要自己資本の額
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,485	2,455
うち基礎的手法	2,485	2,455
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

- ヘ. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)

連結自己資本比率及び連結基本的項目比率 [単位：％]

	平成22年3月期	平成23年3月期
連結自己資本比率(国内基準)	12.76	13.24
連結基本的項目比率(国内基準)	12.18	12.65

- ト. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)

連結総所要自己資本額 [単位：百万円]

	平成22年3月期 所要自己資本の額	平成23年3月期 所要自己資本の額
連結総所要自己資本額(国内基準)	34,412	34,565

※平成23年3月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)864,128百万円×4%=34,565百万円
 ※平成22年3月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)860,301百万円×4%=34,412百万円

○第4条第3項第4号

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位：百万円]

平成22年3月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,861,224	1,328,345	307,247	5	8,398
国外計	12,713	—	11,744	4	—
地域別合計	1,873,938	1,328,345	318,992	9	8,398
製造業	52,910	42,265	150	3	356
農業、林業	1,000	1,000	—	—	4
漁業	570	570	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2,468	2,369	—	—	41
建設業	62,611	62,023	372	0	545
電気・ガス・熱供給・水道業	11,115	8,655	—	—	—
情報通信業	14,060	12,973	—	—	52
運輸業、郵便業	20,574	19,060	100	0	743
卸売業、小売業	152,692	150,808	—	0	735
金融業、保険業	146,862	11,062	15,528	4	—
不動産業、物品賃貸業	161,335	158,522	2,441	—	806
各種サービス業	157,767	157,203	—	—	962
国・地方公共団体	456,186	157,288	298,898	—	—
個人	544,542	544,542	—	—	4,147
その他	89,238	—	1,501	—	—
業種別合計	1,873,938	1,328,345	318,992	9	8,398
1年以下	484,783	313,109	54,559	9	1,784
5年以下	314,808	203,038	110,932	—	1,129
10年以下	323,762	227,234	96,528	—	1,158
10年超	642,337	584,962	56,972	—	3,682
期間の定めのないもの	108,245	—	—	—	643
残存期間別合計	1,873,938	1,328,345	318,992	9	8,398

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は639百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでおります。

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位：百万円]

平成23年3月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,970,596	1,390,616	400,472	54	5,390
国外計	19,356	—	17,954	29	—
地域別合計	1,989,952	1,390,616	418,427	83	5,390
製造業	51,683	44,559	650	23	183
農業、林業	788	788	—	—	20
漁業	576	576	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1,868	1,815	—	—	44
建設業	60,628	60,264	—	0	412
電気・ガス・熱供給・水道業	11,312	8,851	—	—	—
情報通信業	13,049	12,253	—	—	140
運輸業、郵便業	18,449	17,098	—	0	508
卸売業、小売業	151,091	149,072	—	1	569
金融業、保険業	112,840	17,868	15,225	57	—
不動産業、物品賃貸業	167,405	163,843	2,499	—	606
各種サービス業	146,217	145,752	—	—	353
国・地方公共団体	559,252	160,707	398,545	—	—
個人	607,164	607,164	—	—	2,550
その他	87,622	—	1,507	—	—
業種別合計	1,989,952	1,390,616	418,427	83	5,390
1年以下	520,586	323,871	119,679	83	1,237
5年以下	331,880	199,395	131,845	—	695
10年以下	341,999	220,123	121,874	—	1,134
10年超	692,403	647,225	45,027	—	1,888
期間の定めのないもの	103,081	—	—	—	434
残存期間別合計	1,989,952	1,390,616	418,427	83	5,390

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は6,375百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでおります。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

[単位：百万円]

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	6,242	2,036	1,980	6,298	6,298	784	1,130	5,952
個別貸倒引当金	9,127	3,036	4,524	7,638	7,638	3,716	3,635	7,720
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	15,369	5,072	6,504	13,937	13,937	4,500	4,765	13,672

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	6,242	2,036	1,980	6,298	6,298	784	1,130	5,952
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	6,242	2,036	1,980	6,298	6,298	784	1,130	5,952
製造業	472	51	84	439	439	36	55	419
農業、林業	1	0	0	1	1	0	1	0
漁業	5	50	2	53	53	0	0	52
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4	0	4	4	1	1	4
建設業	1,321	117	217	1,221	1,221	140	114	1,247
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	2	2	0	1	1
情報通信業	86	12	6	91	91	14	8	97
運輸業、郵便業	48	20	26	43	43	15	21	37
卸売業、小売業	562	248	265	546	546	118	167	497
金融業、保険業	30	6	20	17	17	4	15	5
不動産業、物品賃貸業	775	86	220	640	640	99	123	616
各種サービス業	908	1,156	808	1,256	1,256	78	171	1,162
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,671	273	221	1,723	1,723	275	327	1,672
その他	354	5	104	255	255	—	119	135
業種別計	6,242	2,036	1,980	6,298	6,298	784	1,130	5,952

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	9,127	3,036	4,524	7,638	7,638	3,716	3,635	7,720
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	9,127	3,036	4,524	7,638	7,638	3,716	3,635	7,720
製造業	338	26	83	281	281	584	188	677
農業、林業	8	3	3	8	8	0	2	5
漁業	24	10	21	14	14	1	4	11
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	256	448	131	573	573	1,443	431	1,585
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	3	3	3	3	3	3	4
運輸業、郵便業	12	201	10	204	204	80	28	257
卸売業、小売業	2,041	319	1,187	1,174	1,174	71	684	561
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,006	175	436	746	746	28	79	695
各種サービス業	1,115	153	479	788	788	97	271	614
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3,741	1,383	2,040	3,084	3,084	1,230	1,707	2,607
その他	577	308	126	759	759	174	233	700
業種別計	9,127	3,036	4,524	7,638	7,638	3,716	3,635	7,720

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額
貸出金償却額の内訳(業種別)

[単位: 百万円]

	平成22年3月期	平成23年3月期
製造業	4	20
農業、林業	0	—
漁業	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	89	119
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	7	—
運輸業、郵便業	100	43
卸売業、小売業	296	748
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	80	17
各種サービス業	167	157
国・地方公共団体	—	—
個人	1,114	922
その他	—	—
業種別計	1,862	2,031

- ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第三十一条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

[単位: 百万円]

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし
0%	523,249	12,601	510,647	585,475	40,500	544,974
10%	27,610	11,645	15,965	12,910	7,342	5,567
20%	107,411	98,840	8,571	117,352	111,504	5,848
30%	2,209	2,209	—	—	—	—
35%	155,282	—	155,282	161,686	—	161,686
40%	400	400	—	400	400	—
50%	13,810	12,694	1,116	12,088	11,026	1,062
75%	393,627	—	393,627	453,471	—	453,471
100%	509,907	22,398	487,509	532,169	18,337	513,831
150%	3,939	—	3,939	2,711	—	2,711
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	1,737,448	160,790	1,576,658	1,878,267	189,112	1,689,155

※国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

※デリバティブは与信相当額を計上しています。

※参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

- ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値を含む。)
 - (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
 - (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項(Ⅰ) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値(Ⅱ) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ、内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ、内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比
当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○第4条第3項第5号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

イ、標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

(1)適格金融資産担保

(2)適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)

ロ、標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

連結子会社では、信用リスク削減手法を適用しておりません。

○第4条第3項第6号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項)

連結子会社では、派生商品取引を行っておりません。

○第4条第3項第7号(証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ、連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(6)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)(Ⅰ)早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額(Ⅱ)連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額(Ⅲ)連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ、連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結子会社では、証券化取引を行っておりません。また、連結子会社では、証券化エクスポージャーを保有しておりません。

○第4条第3項第9号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	連結貸借対照表額	時価	連結貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	23,720		16,864	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	2,484		2,024	
合計	26,205	26,205	18,889	18,889

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

[単位：百万円]

	平成22年3月期	平成23年3月期
売却損益額	437	259
償却額	235	655

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

平成23年3月期：連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は660百万円です。

平成22年3月期：連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は3,090百万円です。

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行連結グループは、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。

○第4条第3項第10号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○第4条第3項第11号(銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

連結子会社を対象とした銀行勘定における金利リスクについては、連結子会社の総資産の総合計を親銀行の金利感応性のあるバンキング勘定の資産、負債、オフバランスと比較した場合、残高が5%未満であることから重要性に乏しいため、計測しておりません。